

《 公契約のご案内 》

令和9年4月1日以降に締結する公契約のうち、契約方法(一般競争、随意契約)に関わらず、以下のいずれかに該当するものは、大田区公契約条例で定める公契約となります。

- ①区が発注する予定価格が1億8,000万円以上の「工事又は製造の請負契約」
- ②区が発注する予定価格が2,000万円以上の「工事及び製造以外の請負契約」及び「業務委託契約」で規則で定めるもの
- ③令和9年4月1日以降の日を契約期間の始期とする指定管理協定

【注意】

※予定価格は消費税及び地方消費税相当額を含む金額です。契約金額に関わらず、予定価格で公契約に該当するか否かが判定されます。

※公契約を締結すると手続きや義務が生じます。違反すると契約解除を含めた対応をすることができます。(この場合、大田区は損害賠償の責任を負いません)

貴社の積算額が上記の予定価格や管理経費を超える場合は、公契約にかかる契約については、全庁で統一された積算を行うために、貴社及び下請業者等が労働者等(アルバイト、日雇い労働者、派遣労働者、一人親方等)に対して下記に記載されている金額以上の賃金等を支払うことを見込んでいただいたうえで、積算していただきますようお願いいたします。

【1時間当たり】 1,585 円

※労働報酬下限額は、毎年12月以降に翌年度の労働報酬下限額の告示を行い、決定いたします。そのため、上記の金額は、全庁的に統一された積算を行うことを目的としたものです。労働報酬下限額が決定した後に改めて積算にご協力いただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

～公契約を請け負った場合の受注者の主な義務～

✦労働報酬下限額以上の賃金支払義務
✦下請業者等に対する是正措置
✦労働者の継続雇用(※努力義務)
✦労働者へ労働報酬下限額等の周知

【公契約に関する問い合わせ】

大田区経理管財課契約担当 TEL:03-5744-1162